

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがあり、絶対に許させない行為である。いじめの問題が社会問題化する中、いじめは人権に関わる喫緊の課題であり、その早急な解決に向けてより積極的に取り組む必要がある。

美祢市では、「美祢市小・中いじめ根絶宣言」を行い、いじめ根絶・防止の取を進めてきた。本校でも、「いじめはどの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめの問題に無関係で済む児童はいない。」という基本認識に立ち、全ての児童が安全で安心して学校生活を送る中で、様々な活動に意欲的に取り組み、一人ひとりの個性や能力を十分に伸ばすことができるよう、いじめのない学校づくりに全力で努めていかなければならない。

「未然防止」「早期発見」「早期対応」の視点に「重大事態への対応」を加え、取組のさらなる充実を図るとともに、家庭、地域、関係機関との連携を一層強化することにより、取組のさらなる充実を図るとともに、家庭、地域、関係機関との連携を一層強化することにより、本校におけるいじめ防止等の対策が体系的・計画的かつ具体的にいくことが求められている。

「いじめ防止対策推進法」(以下「法」という)の趣旨を踏まえ、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」及び「山口県いじめ防止基本方針」さらには「美祢市いじめ防止基本方針」を参酌して「美祢市立秋芳桂花小学校いじめ基本方針」を定める。

いじめとは、児童に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍する等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象になった児童等が苦痛を感じているものをいう。(法第2条)

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、特定の教職員のみによることなく、いじめ対策委員会が中心となり、表面的・形式的にならないよう、いじめられた児童の立場に立って行うことが必要である。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ けんか、いじり(背景を調査し、いじめかどうか判断する。)

また、いじめの認知を向上させ、早期発見につなげるために、いじめを次の3つのレベルに分類する。

【レベル1】日常的衝突としてのいじめ

しばしば見られる日常的衝突の中で、定義と照らし合わせていじめと認知すべきもの。

【レベル2】教育課題としてのいじめ

日常的衝突を超えたもので、学校として個別の生徒指導体制を構築し、組織的に対応す

べき物。

【レベル3】重大事態及び重大事態につながりかねないいじめ

法に定める「重大事態」に該当する、またはいじめに起因して児童生徒の欠席が続いているなど最終的に「重大事態」にいたる可能性のあるもの。

これらのいじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、いじめた児童への教育的な配慮やいじめられた児童の意向への配慮の上、早期に警察に相談・通報し、連携した対応をとる。

### ～いじめを生まない土壌づくり～

#### (1) いじめに対する学校の強い姿勢の明示

児童等は、いじめを行ってはならない(法4条)

いじめは人権問題であるとの認識の下、「いじめをすることは人間として絶対に許されないという毅然とした姿勢」、「弱い子の立場に立った親身な姿勢」を学校として日頃から児童そして家庭・地域に示すことが未然防止につながる。

#### (2) 教職員の人権意識の高揚

教職員の意識として、「いじめはどこの学校でも起こるもの」という危機意識を常に持つことが重要である。そうして教職員がいじめに対して「いじめは『四層構造』になっている(下図参照)」など共通認識を持ち、いじめに対する感性を日常の教育活動の中で、常に養っていく必要がある。

##### いじめの四層構造

- ・いじめられている者(被害者)
- ・いじめている者(加害者)
- ・周りではやしたてる者(観衆)
- ・見て見ぬふりをする者(傍観者)

◎いじめる・いじめられるという二者関係の対応だけではなく、観衆や傍観者がいじめを止める、仲裁するなど集団全体にいじめを許容しない雰囲気醸造する。

さらにいじめを起こす要因を教職員が起こしてはいないかを常に顧みること、いじめを生まない土壌づくりを行っていく。

- 単一の尺度で児童を評価してはいないか
- 一人ひとりの個性を伸ばしているか
- 指導に柔軟性があり、多様な実態に十分対応できているか

#### (3) 学級経営の充実

- ①分かる授業づくり
  - ・教えて考えさせて定着させる授業づくり
  - ・基礎基本の定着
  - ・成就感や充実感が持てる授業の実践
- ②学習規律の徹底
  - ・正しい姿勢
  - ・発表の仕方、聞き方
  - ・ノート作り
- ③一人ひとりの個性の伸長
  - ・一人ひとりが主役になれる学級

- ・一人ひとりの個性、能力を生かす場の設定
- ・みんなに笑顔のある学級
- ・支持的風土づくり

#### (4) 心の教育の充実

児童に知・徳・体の調和のとれた生きる力の核となる豊かな心を育むには、児童が「心を開き・心を磨き・心を伝え合う」ことができる教育活動を充実させることが大切である。

そのためには、道徳の時間を核として、すべての教育活動を通じて、心の教育を推進していく必要がある。

- ①心をはらく＝心を受け止める全校体制
  - ・心のサインを受け止める
  - ・プラス面を見つける
  - ・多くの関わりで、多面的・多角的に見る
  - ・定期的な実態把握をする
  - ・日常的な教育相談体制を意識する
- ②心を磨く
  - ・人権教育、道徳教育の充実
  - ・特別活動の充実
  - ・キャリア教育の充実
  - ・読書活動の充実
- ③心を伝え合う
  - ・A F P Y等による豊かな人間関係づくり
  - ・体験活動の充実
  - ・コミュニケーション能力の育成

#### (5) 様々な体験活動を通じた豊かなふれあいの充実

- ①人との豊かなふれあい
  - ・縦割り班活動
  - ・保小中との連携
  - ・地域の人々とのふれあい(桂花道場など)
- ②自然や文化との豊かなふれあい(本校の特色ある教育活動)
  - ・梨下村塾
  - ・マーチング活動
- ③地域の伝統行事との豊かなふれあい
  - ・新年を迎える会(書き初め、どんど焼き、新年の遊び)

#### (6) 生徒指導体制の充実・強化

- ①教職員の資質向上
 

スクールカウンセラー等とも連携しながら、積極的に事例研究や教育相談等のいじめ防止に向けた校内研修を開催する。
- ②教育相談体制の充実
 

全ての児童の能力を最大限に発揮できるよう、開発的な援助を行う教育相談体制の充実に一層努める。
- ③保小中の連携
 

保小中の切れ目のない支援体制を構築するため、保小中連携を促進し、積極的に交流学习を行う。また学校間相互の情報共有に努めるとともに、一貫したいじめ防止の対策に取り組む。

#### (7) 家庭・地域との連携

- ①啓発活動
 

授業参観や保護者会での話し合いの開催、学校・学級便り等による広報活動により、いじめ防止対策や対応についての啓発を行い、桂花の子を共に育

てるという意識を高める。

## ② 情報提供

PTA の各種会議や保護者会、地域との会合等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。

## 4 早期発見

### ～小さなサインを見逃さないための取組～

#### (1) 日々の観察

① 担任だけではなく、全教職員で一人ひとりの児童に関わっていき、情報交換を行う。

② 朝の会での一人ひとりの表情から、授業中の態度はもちろん休み時間の過ごし方を含め、帰りの会及び放課後まで学校生活すべてにおいて一人ひとりの様子に目を配り、「子どもがいるところには、教職員がいる」ことをめざす。

③ 一人ひとりの表情・態度・言葉・行動から直接的に観察するだけでなく、ノートや日記などから一人ひとりの実態をきめ細かく把握する。

#### (2) 教育相談の充実

##### ① 生活アンケートの実施

「誰にも相談できない児童がいるのではないか」という認識の下、短い間隔で実施する。実施の際は、周囲の者に気にせず記載できるよう十分配慮する必要がある。

##### ② 個人面談の実施

##### ③ 相談窓口の周知

##### ④ 相談ポストの設置

#### (3) 児童とのふれあう時間を増やす工夫

① 一日の学校生活の中で、直接及び間接的（ノート等）にふれあう時間を確保する。

② 休み時間の見守りや給食、掃除指導等を担任だけではなく複数の教職員が連携して行う。

#### (4) 教職員が日頃気をつけること

いじめの兆候や相談があったときは、一人で抱え込まず、また、個人で判断せず速やかにいじめ対策委員会（校長、教頭、生徒指導）に報告し、学校の組織的な対応につなげる必要がある。

#### (5) 家庭・地域との連携

##### ① 情報収集

- ・ 学校評価等の活用
- ・ 懇談会の内容が学校からの一方的な伝達、依頼にならない工夫
- ・ 関係機関との連携

### ～問題を軽視せず、迅速かつ組織的に対応～

#### (1) いじめの実態把握

《ポイント》

① 担任だけではなく複数で組織的に行う

② 正確に、迅速に行う

③ いじめの四層構造を踏まえる

④ 5W1Hに留意して記録する

「いつ」「どこで」「誰が」「何を」「なぜ」「どのように」

## **(2) 「いじめ対策委員会」の開催**

把握した事実をもとに、今後の対応等について、「いじめ対策委員会」を開催し、協議する。

- ・全教職員で共通理解を図り、指導のねらいを明確にする。
- ・教職員の役割分担をする。
- ・教育委員会、関係機関との連絡調整を行う。

## **(3) 的確な指導及び支援**

### ① いじめられている児童への対応

- ・いじめられている児童が相談しやすい教職員が担当する。
- ・いじめられた児童の心情を理解し、心の痛みや不安等を共感的に理解するとともに、「絶対に守り通す」「必ず解決する」との姿勢を示す。
- ・いじめられた児童のケアは、養護教諭やスクールカウンセラー、その他専門的な知識がある者と連携した対応を図る。

### ② いじめている児童への対応

- ・複数の教職員が担当する。
- ・叱責や注意ばかりではなく、なぜそのような行為に及んだのかという背景についても、十分に聞き、心情を汲み取る。
- ・相手の苦しみや傷みに思いを寄せる指導を十分行い、内省を促す。「説得より納得」が重要である。そして「いじめは決して許される行為ではない」という人権意識を持たせる。

### ③ 周りの児童（観衆・傍観者）への対応

- ・複数の教職員（該当学年教員等を中心とする）が担当する。
- ・直接いじめに加わっていなくても、周囲ではやしたてたり、見ているだけでも「いじめをすることと同じである」ということを毅然とした態度で指導する。

## **(4) 保護者への対応**

### ① いじめられている児童の保護者への対応

- ・いじめの実態を把握後、できるだけ早期に保護者に正確に伝える。
- ・家庭訪問の了解をとった上で、担任と管理職等複数の教職員で訪問する。
- ・保護者の心情に寄り添いながら、管理下で起こったことに対する謝罪、状況や今後の対応方針等の説明、解決に向けての協力依頼等、誠意をもって対応する。

### ② いじめている児童の保護者への対応

- ・面談の目的・役割・分担・対応の実際等を事前に協議した上で担任、生徒指導主任、管理職等の複数の教職員が面談する。
- ・指導・支援の在り方を共に考え、今後の学校生活における人間関係の再構築に向けて、謝罪の場を設定するなどの働きかけを行う。

## **(5) 教育委員会、関係機関との連携**

### ① 管理職、生徒指導主任が担当する。

### ② 教育委員会、関係機関やスクールカウンセラー、SSW等の専門家と連携し、対応に対するアドバイス、支援を依頼する。

## **(6) 再発防止に向けた取組**

### ① 必要に応じて臨時保護者会を開催し、いじめ行為の概要や対応方法の説明、根絶に向けた協力依頼を行う。

### ② 関係した児童の事後の様子を継続的に注視し、寄り添った対応を行う。

### ③ 徹底的な原因究明をすることが再発防止につながる。そしていじめの全容を全教職員で共通理解し、未然防止に向けた取組を強化する。

## (7) いじめの解消の定義

・いじめは、単に謝罪を持って安易に解消することはできない。少なくとも、次の2つの要因が満たされている必要がある。

### ①いじめに係る行為が止んでいること

- ・いじめが止まって、相当の期間が継続していること（少なくとも3ヶ月以上が経過していること）。
- ・いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、より長期の期間を設定する。

### ②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと。

- ・被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかについて面談等により確認する。

・いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消」している状態に至った場合でも、いじめが解消する可能性が十分にあり得ること踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する必要がある。

## (1) 重大事態の判断及び報告

重大事態とは、以下の場合をいう。

- ・いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ・いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき  
(法第28条)

※「生命、心身または財産に重大な被害」とは、いじめを受ける児童の状況に着目して判断することとし、次のようなケースが想定される。

- ・児童が自殺を企画した場合
- ・心身に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

※「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている」とは、不登校の定義も踏まえ、年間30日を目安とするが、児童が一定期間連続して欠席しているような場合も、市教委または学校の判断で重大事態と認識する。

学校は、当該事案が重大事態であるか否かについては、情報収集、事実関係を把握したうえで、「いじめ対策委員会」において判断する。そして重大事態と判断したときには、市教委を通じて市長へ速やかに事態発生について報告する。

## (2) 重大事態への対応

全容解明と早期対応の取組を基本姿勢として「いじめ対策委員会」を中核とする迅速・的確かつ組織的な対応を行う。

### ①いじめられている児童への対応

関係機関と連携するなど、いじめの解決に向けて様々な取組を進めていく中で、いじめられている児童の立場に立って、保護者との連携を十分に図り、当該児童をいじめから守り通す。

具体的には次のような対応が考えられる。

- ・緊急避難としての欠席

## ②いじめている児童への対応

いじめられている児童を守るため、教育的配慮の下、保護者の理解・協力を十分得ながら、必要に応じて次のような毅然とした厳しい対応を行う。

- ・個別指導
- ・懲戒等の実施 等

なお、こうした措置を講ずることについては、市教委等と協議のうえ、適切に関係機関等とも連携を図りながら対応していく。

また、当該行為が犯罪行為である疑いが或る場合は、躊躇することなく、美祿警察署等と連携する

## (3) 重大事態の調査

### ①調査の主体の決定

事態の重大性や特性、それまでの経緯、いじめられた児童・保護者の訴え、学校の実情を踏まえ、調査を学校主体で行うのか、市教委で行うのか、市長部局に第三者組織を設置して行うかを市教委が判断する。

### ②調査の趣旨

調査は因果関係の特定を急ぐものではなく、客観的な事実関係を明確にし、学校が真摯に事実に向き合うことで、当該重大事態への対応及び同種の事態発生防止に資することを目的とする。

「事実関係を明確にする」とは、

- ・重大事態に至る要因となったいじめ行為がいつ頃から、誰から行われたか。どのような態様であったか。
- ・いじめを生んだ背景事実や児童の人間関係にどのような問題があったか。
- ・学校・教職員がどのように対応したか。

などの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。

### ③調査の組織

学校が調査主体である場合は、「いじめ対策委員会」を中核として、中立性・公平性を確保したうえで調査を行う。

### ④調査結果の報告及び提供

いじめを受けた児童・保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について、個人情報に十分配慮したうえで、適切に提供する。

調査結果については、市教委を通じて市長へ、速やかに報告を行う。

## (4) 調査にあたっての留意事項

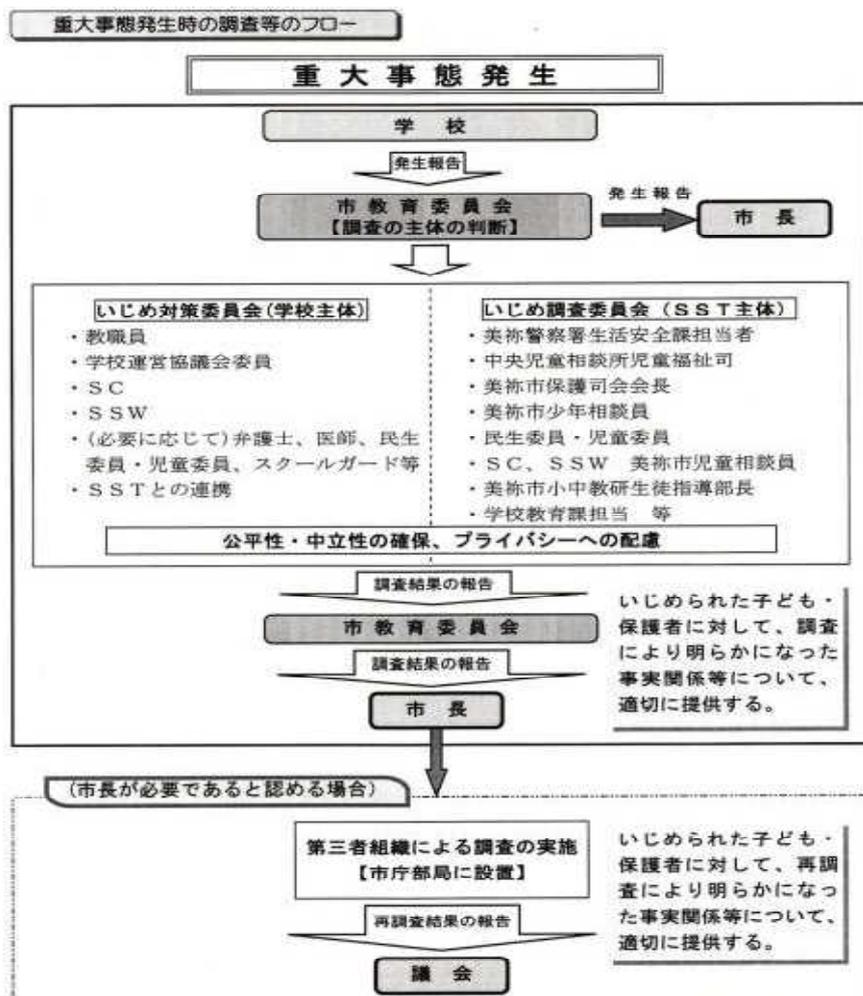
専門家等による調査を実施する際には、学校は調査委員会等に積極的に資料を提供するとともに、質問紙調査や児童への聞き取り調査等の実施の要請に対して協力し、たとえ調査結果に不都合な事実があったとしても、真摯に向き合うことが重要である。

また、質問紙調査を実施するに当たっては、いじめられた児童・保護者に結果の提供をする場合があることを踏まえ、調査対象の児童・保護者にあらかじめ説明する等の措置が必要である。

なお、重大事態が起こった場合は、いじめられた児童はもとより、関係のあった児童は深く傷つき、学校全体に不安や動揺が広がることが想定される。児童や保護者等の心のケアを最優先しながら、安心・安全な学校生活を取り戻し学校機能の回復に努めていかなければならない。

## (5) 重大事態への対応

重大事態が発生した際には、以下の流れで対応する。

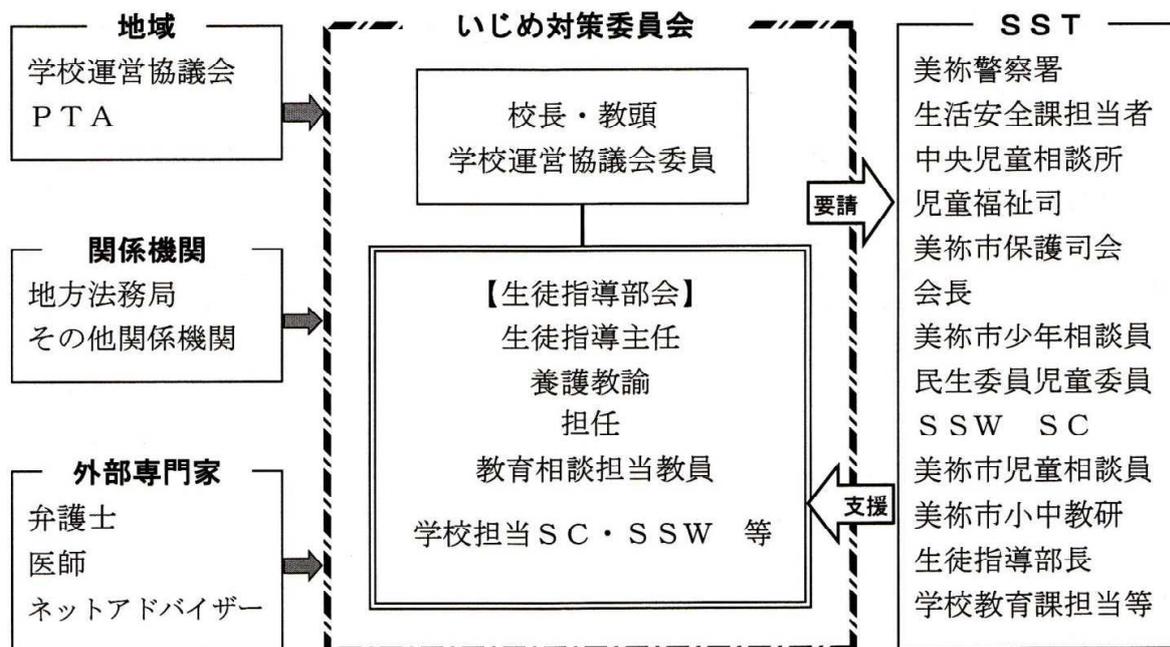


## (1) 役割

「未然防止」「早期発見」「早期対応」「重大事態への対応」の実効的な取組の評価・検証・改善を行ういじめ対策の中核。具体的には、次の任務を担う。

- 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・改善の中核としての役割
- いじめの相談・通報の窓口としての役割
- いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

## (2) 構成



## (3) SCを招請した定期的な対策委員会計画

- \* 第1回 7月
  - ① SCによる学校参観
  - ② 受指導、情報交換
- \* 第2回 10月
  - ① SCによる学校参観
  - ② 受指導、情報交換
  - ③ いじめ問題に関する研修
- \* 第3回 1月
  - ① SCによる学校参観
  - ② 受指導、情報交換
  - ③ 1年間の振り返り

月	いじめ対策委員会	学校行事	保護者との連携	外部との連携
4	全教職員共通理解	開校式 始業式・入学式	H P 更新 P T A 総会 家庭訪問	学校運営協議会 梨花村塾
5		教育相談週間 社会見学 春季大運動会		梨花村塾
6		日曜参観日	学校保健委員会	秋芳ゆめコミスク
7	いじめ対策委員会	ボランティア清掃活動 美祢市体育祭	保護者懇談会	青景園祭り (M B)
8		M B 夏季練習	親子作業	風鎮祭 (M B) 秋芳ゆめコミスク
9		教育相談週間 宿泊学習 見に来て桂花っ子参観日		学校運営協議会 梨花村塾
10	いじめ対策委員会 いじめ防止・根絶 強調月間	美祢市体育祭 遠足、社会見学	学校保健委員会	八代にこにこ会 (M B)
11		美祢市音楽祭 学習発表会 修学旅行		
12		持久走大会 ボランティア清掃活動	保護者懇談会	
1	いじめ対策委員会	新年を迎える会 人権教育参観日		学校運営協議会
2		ようこそ先輩 仮入学		秋芳ゆめコミスク
3		卒業式 修了式		